

九重町告示第110号

中間前金払取扱要領を次のように定める。

平成27年12月11日

九重町長 坂本和昭

中間前金払取扱要領

中間前金払取扱要領（平成23年九重町告示第7号）の全部を次のように改正する。

（設置）

第1条 この要領は、九重町公共工事請負契約約款第35条に定める中間前金払に関する取扱いについて必要な事項を定め、中間前金払の適切な実施を図ることを目的とする。

（中間前金払の対象となる工事並びに経費の範囲）

第2条 1件の請負代金額が300万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）について、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

（中間前金払の割合）

第3条 請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

（中間前金払の要件並びに調査、認定）

第4条 町長は受注者から「中間前金払認定請求書（様式第1号）」の提出があったときは、速やかに次の要件を具備しているか調査を行い妥当と認めるときは「中間前金払認定通知書（様式第4号）」を受注者に交付するものとする。

- （1）既に九重町公共工事請負契約約款第34条に規定する前払金を支出していること。
- （2）中間前金払に関し、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証が行われていること。
- （3）工期の2分の1を経過していること。
- （4）工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当

該工事に係る作業が行われていること。

(5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 受注者は、前項の中間前金払認定請求書を提出するにあたっては「工事履行報告書(様式第2号)」及び工程表等の資料(以下「認定資料」という。)を添付しなければならない。

3 第1項の調査は、前項による認定資料により当該工事の監督員が行うものとし、妥当と認めるときに限り中間前金払認定請求書を受理し「中間前金払認定伺い(様式第3号)」により工事主管課長の決裁を受けるものとする。

(中間前金払又は部分払の選択)

第5条 当該請負代金に係る部分払の初回の出来高は、請負代金額の10分の6(中間前金払を行わなかった場合は、10分の4)以上とする。なお、部分払を受けた後の前金払(中間前金払を含む)の請求はできないものとし、「中間前金払・部分払選択に係る届出書(様式第5号)」を提出させるものとする。

(債務負担行為に係る特例)

第6条 債務負担行為に係る契約にあつては、当該会計年度の出来高予定額が300万円以上の工事を中間前金払の対象とする。この場合において、第4第1項第3号中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えるものとする。なお、中間前金払を行った会計年度においては部分払(当該会計年度末における部分払を除く。)は行わないものとする。

附 則

この告示は、平成28年1月1日から施行する。